

第 2 次 矢 掛 町 地 域 福 祉 計 画
第 4 次 矢 掛 町 地 域 福 祉 活 動 計 画
(素案)

矢 掛 町

社会福祉法人矢掛町社会福祉協議会

— 目次 —

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 個人情報の保護と支援活動	5
第2章 現状分析	6
1 矢掛町の概要	6
2 高齢者を地域で支え見守る体制づくり	15
第3章 施策の大綱	22
1 地域福祉の将来目標	22
2 基本目標	23
3 計画の体系	24
第4章 計画の進め方	25
1 基本目標Ⅰ：「人づくり」	25
2 基本目標Ⅱ：「体制づくり」	26
3 基本目標Ⅲ：「基盤づくり」	30
第5章 計画の推進	32
1 計画の周知	32
2 連携体制の強化	32
資料	
・委員会設置要綱	33
・委員名簿	34
・策定経過	35
・避難行動要支援者登録調査書	36

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化が急速に進んでいることとともに、地域における支え合いやつながりの希薄化が問題となってきました。

本町では、平成23年度からの「第1次矢掛町地域福祉計画」「第3次矢掛町地域福祉活動計画」を策定し、福祉施策の発展に努めてきました。

しかし、現在の高齢者・児童・障がい児者を取り巻く環境は、年々複雑多様化、かつ深刻化してきています。そうした中で、虐待事件、孤独死、認知症の人、生活困窮者の増加など、様々な問題が発生しています。

そのため、「第6次矢掛町振興計画」において、本町における地域福祉を推進するため、「自助」「共助」「公助」を柱とし、それぞれの連携体制の在り方を示す「第2次矢掛町地域福祉計画・第4次矢掛町地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「矢掛町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいた計画であり、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものです。

社会福祉法(抄)(昭和26年法律第45号)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

「矢掛町地域福祉活動計画」は、町全体の地域福祉を推進するにあたり、その中心的な役割を担っていく社会福祉協議会が、事業を実施、推進していくための活動・行動計画として定めるものです。

本町では町と社会福祉協議会が車の両輪のような関係にあることから、計画の推進にあたっては、効果を上げるため一体となって取り組んでいきます。

社会福祉法(抄)(昭和26年法律第45号)

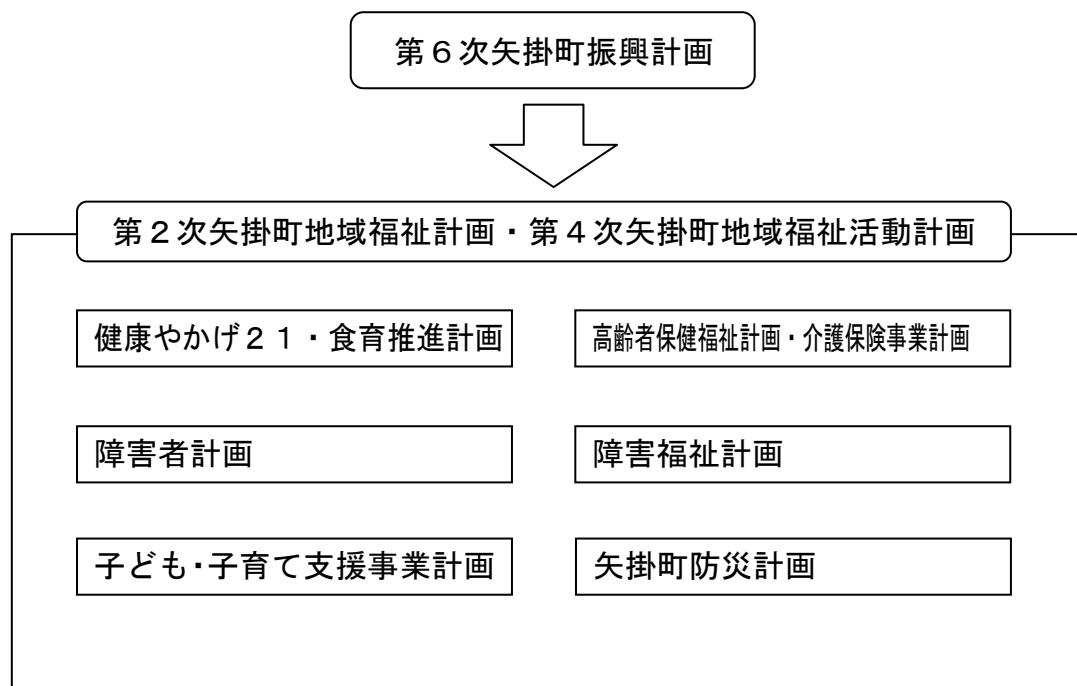
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけイメージ



3 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

また、計画期間中は、着実な計画の実行を行うとともに、必要に応じて具体的な進捗状況の評価・見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

本計画の策定体制は、次のとおりです。

区 分	内 容
計画策定委員会	各地区社協会長，議会議員，住民代表，福祉関係団体の代表による矢掛町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。
地区別座談会	地区社協を単位とした町内の7地区で地区別座談会を開催し，地域福祉についてのご意見を伺いました。
パブリックコメント （意見募集）	地域住民の意見を幅広く取り入れるため，パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

5 個人情報保護と支援活動

個人情報保護法は、個人情報の漏えいによる流通・拡散によって情報が悪用され個人の権利侵害など、不利益が生じないようにするための法律です。

地域の中できめ細かな支援活動を進めていくためには、日頃から信頼関係を大切にし、また、支援をする関係者はお互いのネットワークを構築し、支援を必要とする人たちの個人情報の把握や提供、共有、管理が必要となります。

個人情報の収集は、民生委員・児童委員が要援護者に直接働きかけ、同意を得て、矢掛町災害時要援護者登録調査書により、必要な情報を収集します。

矢掛町個人情報保護条例(抄)(平成15年条例第20号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。以下同じ。)をいう。

(目的外の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報の収集目的の範囲を超えた利用又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用等を行うことができる。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 報道、出版等により既に公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用し、又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

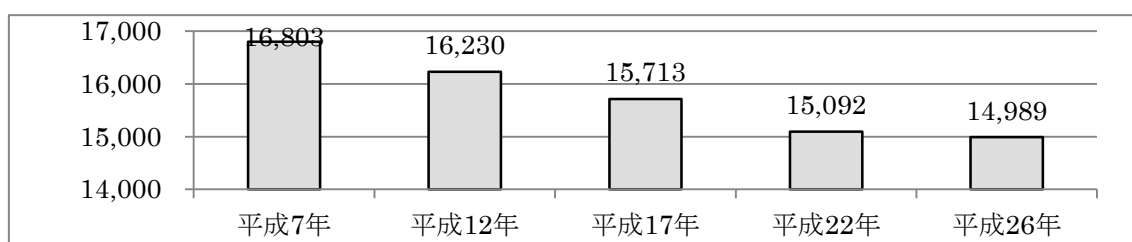
第2章 現状分析

1 矢掛町の概況

(1) 統計データ

① 人口

本町の人口を国勢調査・住民基本台帳で見ると、減少を続けており、平成26年末では14,989人となっています。



資料：平成7年～平成22年は国勢調査（各年10月1日現在）

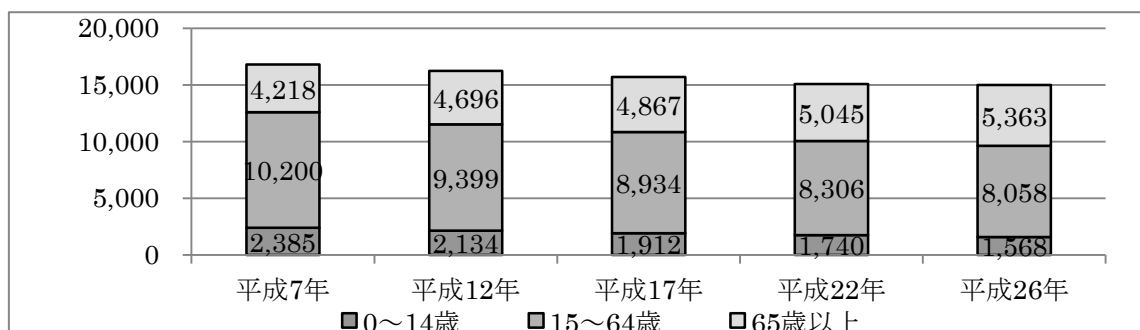
平成26年は住民基本台帳（平成26年12月末現在）

※総人口は年齢不詳者を含む

図2-1 人口

② 年齢3区分別人口

本町の年齢3区分別人口を国勢調査・住民基本台帳で見ると、0～14歳人口は平成7年の2,385人をピークに減少を続けています。15歳～64歳人口も同様に平成7年の10,200人をピークに減少を続けています。それに対して、65歳以上人口は増加の傾向を示しています。



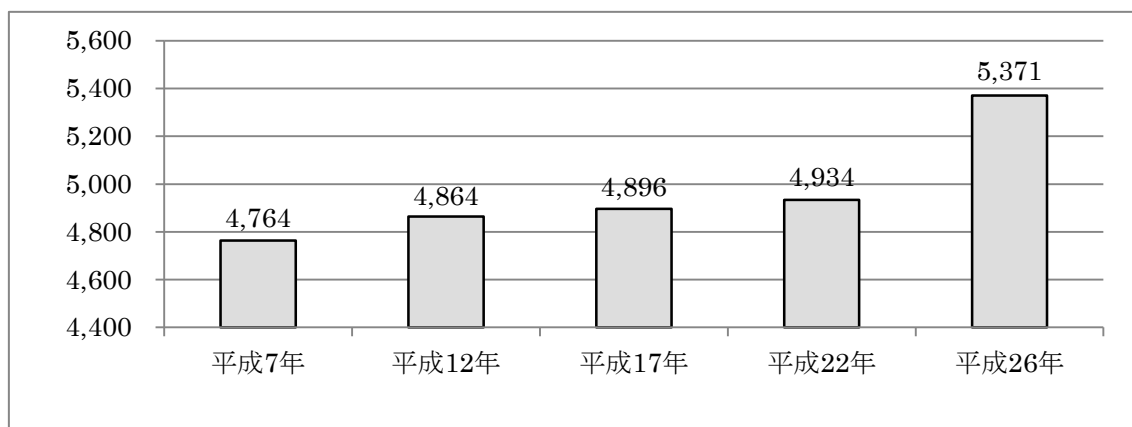
資料：平成7年～平成22年は国勢調査（各年10月1日現在）

平成26年は住民基本台帳（平成26年12月末現在）

図2-2 年齢3区分別人口

③ 世帯数

本町の世帯数を国勢調査・住民基本台帳で見ると、増加を続けており、平成 26 年末の住民基本台帳では 5,371 世帯となっています。

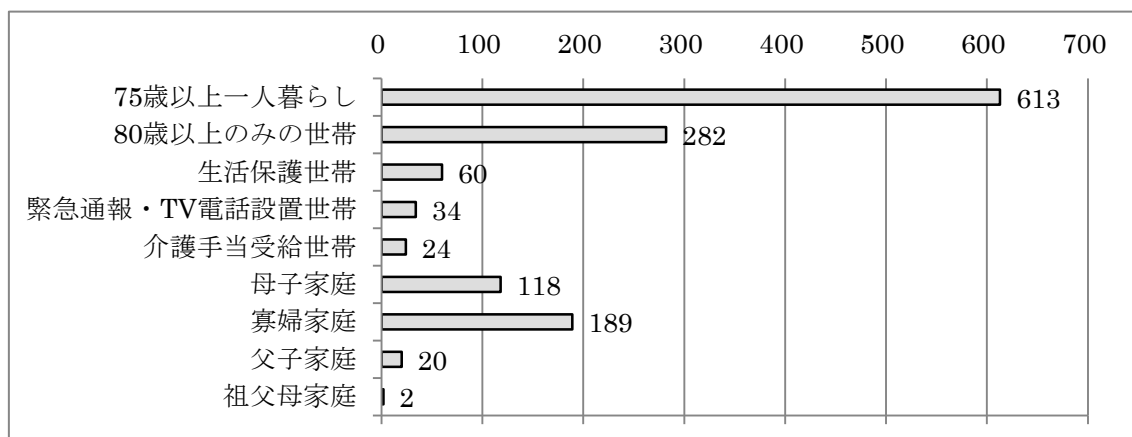


資料：平成 7 年～平成 2 2 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）
平成 2 6 年は住民基本台帳（平成 26 年 12 月末現在）

図 2 - 3 世帯数

④ 要保護世帯数

本町の平成 26 年度末の各種の世帯数をみると、75 歳以上の一人暮らし世帯が 613 世帯、80 歳以上のみの世帯が 282 世帯と多く、寡婦家庭が 189 世帯、母子家庭が 118 世帯となっています。

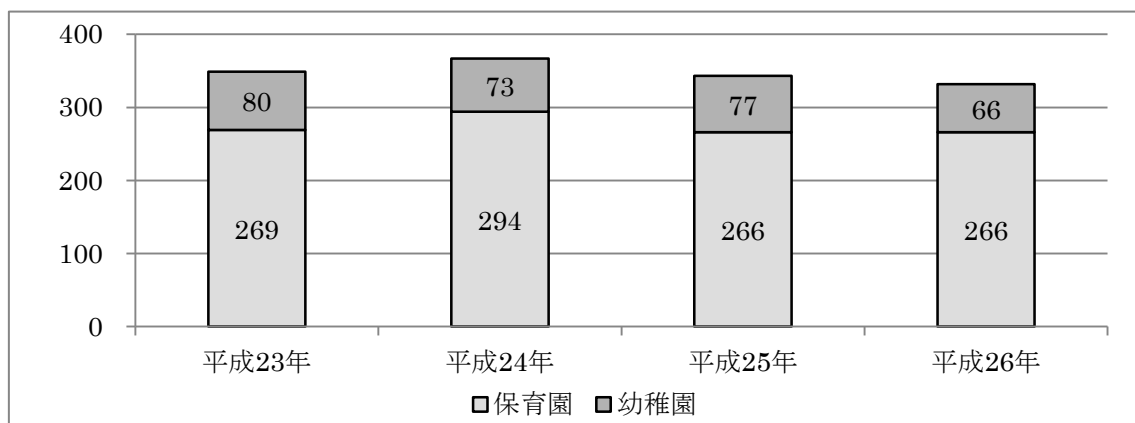


資料：町民課，保健福祉課（平成 27 年 3 月末現在）

図 2 - 4 要保護世帯数

⑤ 幼稚園・保育園入園児数

本町の幼稚園・保育園入園児数をみると、平成 23 年度以降増減を繰り返しています。

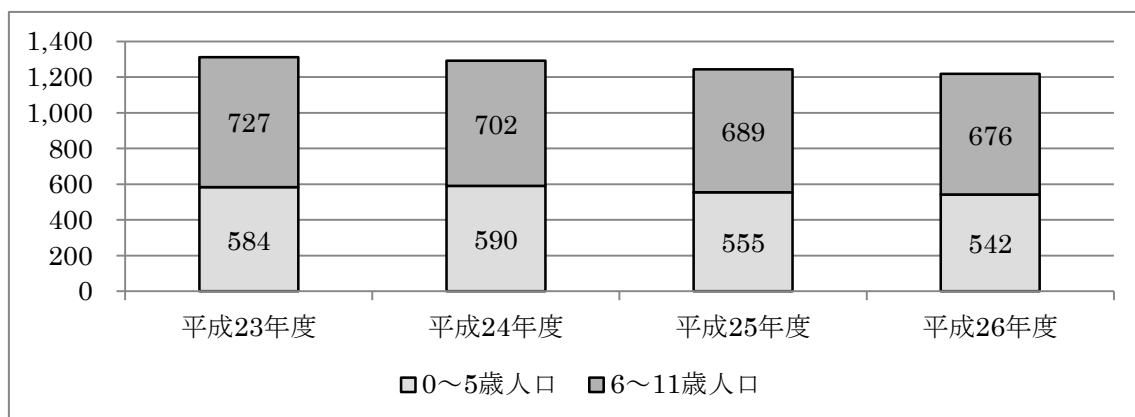


資料：教育課（毎年 5 月 1 日現在）、保健福祉課（毎年 4 月 1 日現在）

図 2 - 5 幼稚園・保育園入園児数

⑥ 0～11 歳児童人口

本町の小学校までの児童人口をみると、0～5 歳人口、6～11 歳人口ともに減少しております。



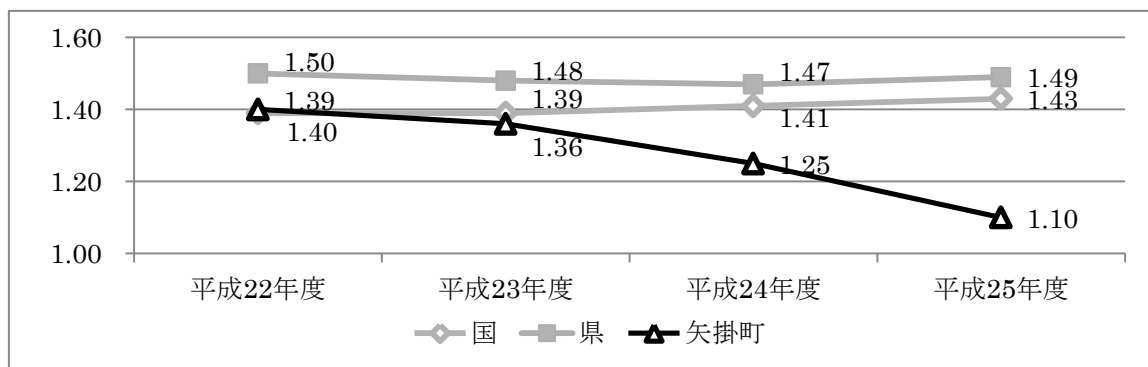
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

図 2 - 6 0～11 歳児童人口

⑦ 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率をみると、平成 22 年度では 1.40 で、その後年々と減少しており、平成 25 年度では 1.10 となっています。

岡山県では、ほぼ横ばいの数値となっており、全国では徐々に上昇傾向となっています。



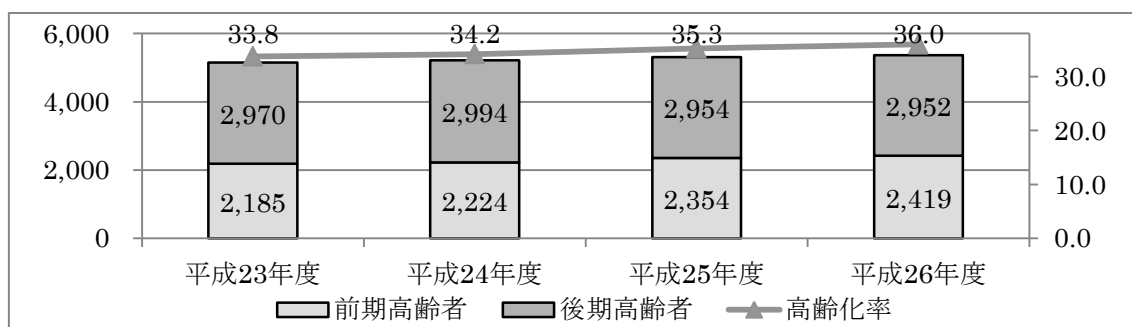
資料：岡山県

図 2 - 7 合計特殊出生率

⑧ 高齢者人口及び高齢化率

本町の国勢調査人口をみると、平成 7 年の 16,803 人から減少を続け、平成 22 年では 15,092 人と 10.2%減となっています。また、住民基本台帳による高齢者人口は、平成 23 年度末の 5,155 人から増加を続け、平成 26 年度末では 5,371 人と 4.2%増となっています。それに伴い、高齢化率も平成 23 年度末の 33.8%から平成 26 年度末では 36.0%と上昇を続けています。

また、平成 23 年から平成 26 年の前期・後期高齢者別人口をみると、前期高齢者の構成比は、42.4%から 45.0%へと 2.6%増加しているのに対し、後期高齢者の構成比は、57.6%から 55.0%へと 2.6%減少しております。

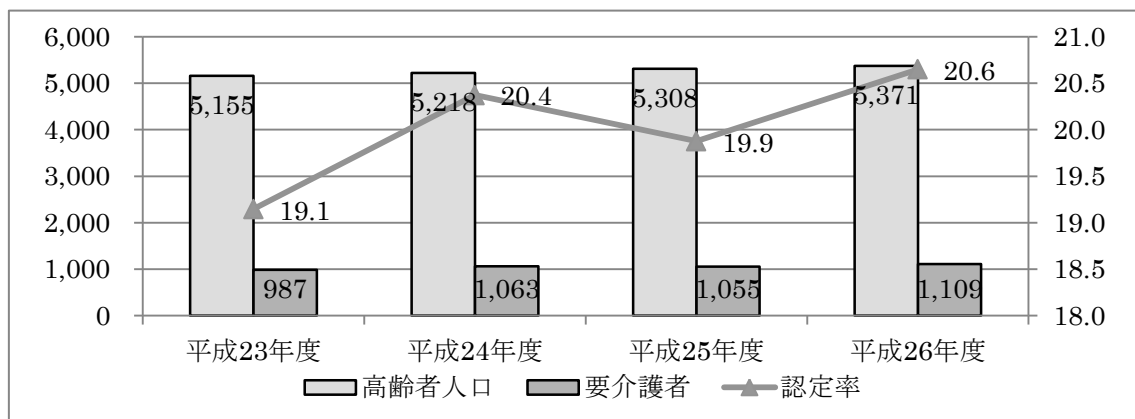


資料：住民基本台帳，保健福祉課（各年度末現在）

図 2 - 8 高齢者人口及び高齢化率

⑨ 要介護者数

本町の要介護者数をみると、平成 12 年度末の 605 人から増加傾向を続けており、平成 23 年度末では 987 人と 63.1%増となりました。その後も増加を続け、平成 26 年度末 1,109 人となり認定率も 20.6%となっています。

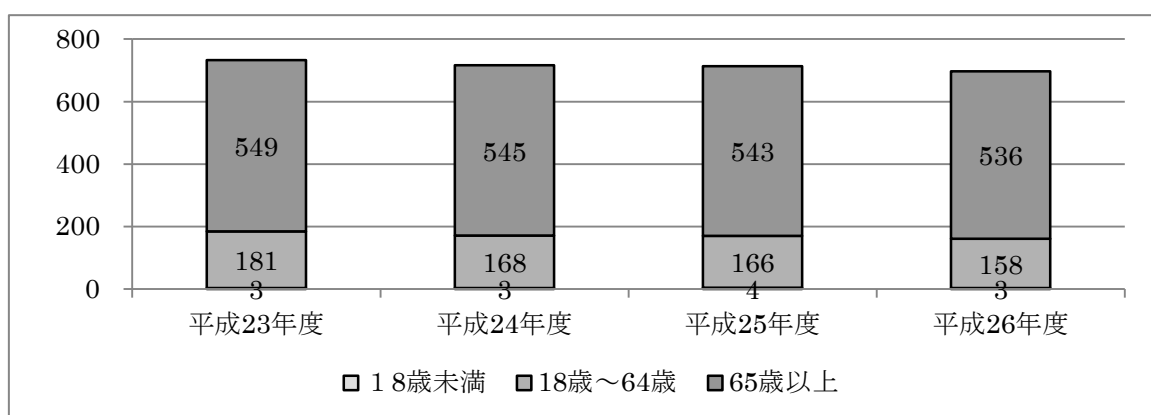


資料：保健福祉課（各年度末現在）

図 2 - 9 要介護者数

⑩ 身体障害者手帳所持者数

本町の身体障害者手帳所持者数をみると、平成 23 年度末の 733 人から平成 26 年度末には 697 人と減少傾向を示しています。

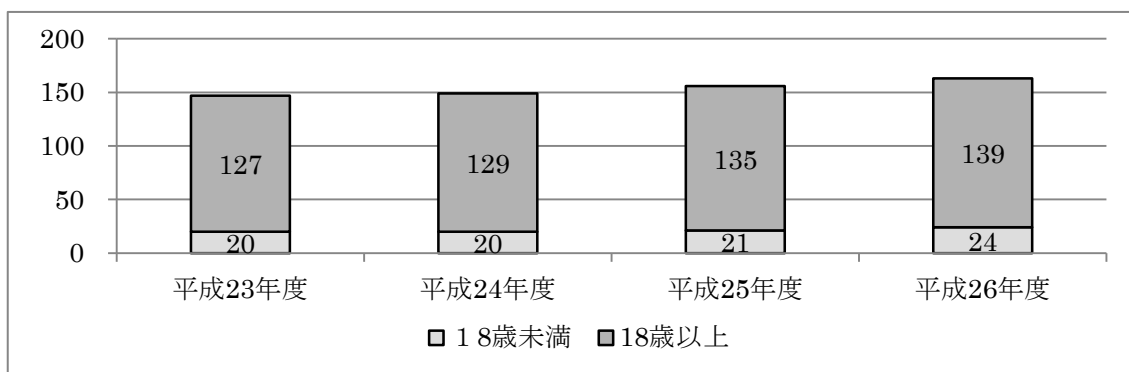


資料：保健福祉課（各年度末現在）

図 2 - 1 0 身体障害者手帳所持者数

⑪ 療育手帳所持者数

本町の療育手帳所持者数をみると、平成 23 年度末から平成 26 年度末にかけて、平成 23 年度末で 147 人だったものが、平成 26 年度末では 163 人と増加傾向にあります。

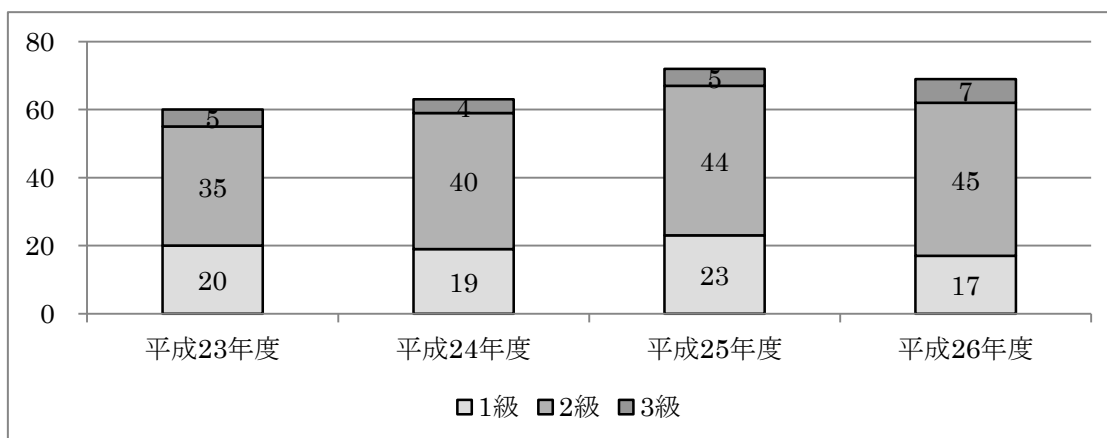


資料：保健福祉課（各年度末現在）

図 2 - 1 1 療育手帳所持者数

⑫ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成 23 年度末から平成 26 年度末にかけて 60 人から 69 人と増加傾向を示しています。



資料：井笠保健所業務概要報告書（各年度末現在）

図 2 - 1 2 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(2) 地域福祉活動

① 矢掛町の年間行事

本町では、1 年中楽しいイベントや祭りが行われています。

時期	行事名
1 月	吉備大臣宮元旦祭，成人式，消防団出初式
2 月	本陣マラソン全国大会，観照寺梅まつり
3 月	大仙院祭礼，宿場町やかげ流しびな
4 月	嵐山夜桜，國勝寺椿まつり，吉祥寺海棠まつり
5 月	吉備公祭
6 月	宇内ホテル観賞旬間
7 月	矢掛夏まつり，やかげ夏の行灯まつり
8 月	小田夏まつり・花火大会，盆踊り大会， やかげ小唄おどり
9 月	フルーツ狩り（ブドウ・梨）
10 月	秋祭り，備中神楽，敬老会
11 月	矢掛の宿場まつり大名行列，自然薯まつり
12 月	干柿まつり，吉備大臣宮年越祭

表 2－1 矢掛町の年間行事

② NPO活動

本町では、現在2つのNPO法人が活動を行っています。

団体名	活動内容
ゆめ21やかげ	次世代を担う子どもの健全な育成や環境づくりを行っています。
やかげスポーツ クラブ	スポーツを通じた健康づくりと町民相互の親睦を図ることを目的としています。

表 2－2 NPO活動

③ ボランティア団体

本町では、高齢者・青少年活動支援等の各種のボランティア団体が積極的に活動を行っています。

・ボランティアセンター登録団体

矢掛町社会福祉協議会ボランティアセンターには、24団体の登録があり、それぞれの活動により、地域福祉に貢献しています。

団体名	活動形態	活 動 内 容
矢掛町ボランティアのぞみ会	支援活動	施設ボランティア，給食サービス等
やかげ手話サークル	支援活動	手話の学習，ろう者との交流
やかげ要約筆記サークル	支援活動	町講演会・行事等での要約筆記
やかげ点訳サークル	支援活動	書籍等の点訳
やかげ朗読ボランティア	支援活動	広報紙・図書などの音訳テープ作り
読み語りサークル コロボックル	支援活動	本の読み語り，寸劇，朗読，紙芝居など
環境を考える会「あめんぼ」	支援活動	河川浄化活動，EMボカシ製造・販売 など
MOR有機の会	支援活動	農育，食育，健康な町づくりについての講話，実技
からだ喜ぶ会	支援活動	生理用布ナプキンの作成，提供，啓発
どんぐりころころ	支援活動	親子クラブ（公園遊び，クッキング，子育て悩み相談，意見交換など）
特定非営利活動法人ゆめ21 やかげ	支援活動	子供が心豊かに育つための環境づくり等（子育て広場かがやき 等）
人形劇サークル「じゃんけん・ぼん」	レクリエーション活動	人形劇の公演
マジッククラブ	レクリエーション活動	舞台マジック，テーブルマジック
中川アンサンブル	レクリエーション活動	楽器演奏（大正琴，三味線），歌，日本舞踊
絵本の会 ゆめ	レクリエーション活動	絵本の読みきかせ
おさんぽ日和	レクリエーション活動	楽器演奏（親子で出演）
中川二胡クラブ「たんぽぽ」	レクリエーション活動	二胡演奏，施設への慰問
ことり大正琴クラブ	レクリエーション活動	大正琴演奏，サロンや施設慰問演奏
なんでもやさん	レクリエーション活動	演奏，歌，ゲームなど
つくし会	レクリエーション活動	書道教室（仮名を中心に希望の字体を指導），木版画作成（年1回）
ヤマビー（山田ソフトボールクラブ）	レクリエーション活動	ソフトボールを通じた交流活動
ハンドメイドクラブ	レクリエーション活動	手芸，お菓子作りなど（親子参加可）
地域活動支援センター ほたるの会	施設型	障がい者等（手帳有無不問）の日中活動サポート施設 軽作業など
ほほえみ矢掛	施設型	就労継続支援B型（製菓，花壇植付）生活介護（歩行，創作活動，畑作業等）

・福祉関係団体

団体名	対象	活 動 内 容
民生委員・児童委員	地域福祉	地域の見守り，相談支援活動
主任児童委員	児童福祉	児童の見守り，相談支援活動
地区社協	地域福祉	地区社会福祉活動
老人クラブ	高齢者福祉	高齢者の生きがいきづくり活動
身体障害者福祉協会	障がい者福祉	障がい者支援
手をつなぐ育成会	障がい者福祉	障がい者の健全な育成支援
手をつなぐ親の会	障がい者福祉	障がい児の育成支援
スマイルの会	障がい者福祉	発達障がい児育成支援
Tomato クラブ	児童福祉	子育てサークル
まちの健康リーダー	高齢者福祉	地域のサロンでの体操指導等の活動
介護予防サポーター	高齢者福祉	サロンリーダーの指導活動
リサイクル福祉ボランティア	高齢者福祉	リサイクル福祉活動支援

・衛生関係団体

栄養改善協議会	地域福祉	食育推進・食生活改善活動
愛育委員会	地域福祉	母子衛生及び公衆衛生の普及
女性悠悠会	地域福祉	運動（ウォーキング）による健康づくりの推進

・教育関係団体

学校支援地域本部	児童福祉	教育支援
矢掛町観光ボランティア	地域福祉	観光ガイド
やかげ郷土美術館ボランティア	地域福祉	美術館イベントの支援
図書館ボランティア	地域福祉	図書館イベントの支援
公民館サークル	地域福祉	公民館での活動サークル
スポーツ少年団	児童福祉	スポーツを通じた青少年の育成支援

・地域関係団体

消防団	地域福祉	防災活動
-----	------	------

表 2－3 ボランティア団体

2 高齢者を地域で支え見守る体制づくり

高齢化が進行し、介護や支援を必要とする人が増加する中、今後は健康寿命を延ばし、介護を必要とする人を少しでも減らすための、介護予防に対する取組みがますます重要になってきます。

本町では、地域包括支援センターの機能を充実させ、介護予防や、総合事業により、地域住民に安心を与える地域包括ケアシステムの核となることを目指し、地域における多様な社会資源ネットワークを活用するとともに、関係機関等との連携を行っています。

(1) 統計データ

① 自治会・町内会、世帯数及び人口

各地区の自治会数、町内会数、世帯数、人口、65歳以上人口及び高齢化率を示します。

1世帯当たりの人数をみると、小田が2.6人と最も少なく、中川が3.1人と最も多くなっています。また、高齢化率をみると、川面が32.0%と最も低く、美川が45.5%と最も高くなっています。

地区	自治会数	町内会数	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯当 たり人数 (人)	65歳以 上人口 (人)	高齢化率 (%)
矢 掛	22	95	1,382	3,735	2.7	1,229	32.9
美 川	8	42	444	1,221	2.8	555	45.5
三 谷	8	45	703	2,023	2.9	729	36.0
山 田	5	33	720	2,036	2.8	769	37.8
川 面	5	34	784	2,203	2.8	706	32.0
中 川	3	24	575	1,754	3.1	655	37.3
小 田	9	31	742	1,950	2.6	728	37.3
計	60	304	5,350	14,922	2.8	5,371	36.0

資料：町民課（平成27年3月末現在）

表2-4 自治会・町内会、世帯数及び人口

② 地区別の民生委員・児童委員，主任児童委員及び愛育委員

各地区の民生委員・児童委員，主任児童委員及び愛育委員数を示します。

1人当たりの民生委員・児童委員が受け持つ人数は，小田が279人と最も少なく，川面が441人と最も多く，また，愛育委員については，美川が87人と最も少なく，矢掛が187人と最も多くなっています。

地区名	人口	民生委員・ 児童委員数	民生委員・児童委員 1人当たり 平均人数	主任児 童委員 数	愛 育 委員数	愛育委員 1人当たり 平均人数
矢掛	3,735	10	374	4	20	187
美川	1,221	4	305		14	87
三谷	2,023	6	337		11	184
山田	2,036	6	339		15	136
川面	2,203	5	441		14	157
中川	1,754	6	292		16	110
小田	1,950	7	279		13	150
計	14,922	44	339	4	103	145

資料：保健福祉課，健康管理センター（平成27年3月末現在）

表2-5 地区別の民生委員・児童委員，主任児童委員及び愛育委員

③ 地区別の特定健診受診者・受診率

各地区の特定健診受診者・受診率をみると，全体では59.1%となっています。川面56.2%と山田が56.9%と低く，美川64.3%と三谷63.6%が高くなっています。

地区名	対象者数	受診者数	受診率
矢掛	716	409	57.1
美川	294	189	64.3
三谷	368	234	63.6
山田	408	232	56.9
川面	363	204	56.2
中川	382	236	61.8
小田	355	203	57.2
計	2,886	1,707	59.1

資料：健康管理センター（平成27年3月末現在）

表2-6 地区別の特定健診受診者・受診率

④ シルバー人材センター会員・老人クラブ会員数

地区名	シルバー人材センター会員	老人クラブ会員
矢掛	16	107
美川	5	96
三谷	17	65
山田	20	110
川面	11	82
中川	9	150
小田	12	211
計	90	821

資料：社会福祉協議会，保健福祉課（平成 27 年 3 月末現在）

表 2－7 シルバー人材センター会員・老人クラブ会員数

⑤ いきいきサロン数

地区名	いきいきサロン数
矢掛	19
美川	9
三谷	18
山田	21
川面	5
中川	15
小田	13
全地区	2
計	102

資料：社会福祉協議会（平成 27 年 3 月末現在）

表 2－8 いきいきサロン数

(2) 座談会結果

矢掛地区
①空き家などを利用して，集いの場づくりが出来たらいいのでは。
②地域での交流，情報共有のためにも，町内会の加入を促進すべき。
③見守り活動について，新聞配達や郵便配達と連携してはどうか。
④町見守り支援員と地域の民生委員の見守りの連携。
⑤補助金を増やしてほしい。

美川地区
①就学援助について，もっと周知すべき。
②老人クラブ，民生委員，のぞみ会，地区社協など，それぞれの組織の連携をするべき。
③小学校の空き教室を利用して，高齢者の集まる場をつくり，健康寿命の延伸につなげることは出来ないか。
④配食サービスに，自家栽培の野菜を買い上げて利用し，循環的なものにできないか。ものづくりは生きがい対策にもなる。
⑤高齢者の受け入れ施設を拡充してほしい。
⑥見守りをする中で，個人情報の問題が難しい。
⑦見守り活動を，新聞配達や郵便配達と連携できないか。
⑧幼稚園を3年保育にしてほしい。

三谷地区
①災害に備えて、小田川の堤防の整備をしてほしい。
②災害時の要援護者の支援体制の強化。
③空き家を利用して、毎日集まれるグループホームのようなものが出来たらいいのでは。
④健康管理に対して、意識付けをすべき。
⑤福祉バスが、午前の部と午後の部の間に4時間の間があって使い勝手が悪い。使い勝手の良いものにならないか。
⑥サロンの予算を減らさないでほしい。
⑦民生委員や愛育委員、町内会で連携できるように活動範囲を統一出来ないか。
⑧町のサービスの情報（緊急通報装置、配食サービス、タクシーチケットなど）について、もっと広報すべき。
⑨緊急時の相談窓口はどこに行ったら良いのか。
⑩見守りについて、企業（宅配・牛乳配達など）と連携してはどうか。

山田地区
①見守りについて、横の連携が無い。
②災害が起きたときの要援護者の避難体制について、防災訓練をしたらいいのでは。
③自分から地域と関わっていくことが必要。
④のぞみ会会員の高齢化、会員が増えない。無償のものを有償に、ボランティアをポイント制にしてはどうか。
⑤若者の地域活動への参加が少ない。

川面地区
①青年の問題も深刻である。(結婚できない, 引きこもり)
②いきいきサロンの活動についてもっと浸透して, 参加者もお手伝いの人も増えてほしい。
③見守りで気になる人の相談窓口はどうしたらいいのか。
④老人センターの活動内容について, もっと広報してほしい。
⑤外国人に対する福祉も必要。
⑥生きがいの場として, 地区社協と生涯学習の連携が必要なのでは。

中川地区
①子どもの安全・安心のために, 防犯カメラを増やしてほしい。
②のぞみ会, いきいきサロン活動など, ボランティアの人が増えてほしい。
③いきいきサロンに, 高齢の方で, 本当に来てほしい人が来てくれない。
④愛育委員の役員への負担が大きい, 高齢の方や子育て中の方が多く, 活動が難しい。
⑤地区内の福祉関係団体の連携強化, 情報共有, 問題解決への協力が必要。
⑥見守り活動について, 町見守り支援員, ケアマネージャー, ヘルパーとの連携。さらに, 新聞配達, 牛乳配達との連携。
⑦地域支援員の活用, 教育。
⑧自治協議会, 地区社協, 公民館での地域づくり。
⑨病気幼児の受け入れ体制の整備。
⑩在宅医療への町側の体制整備。
⑪国民年金で入所可能な介護施設の整備。
⑫町社会福祉協議会職員の専門性の確保と, 地区社協, サロン等への指導強化。

小田地区
①地域での福祉に関する勉強会，座談会を定期的にしたらどうか。
②相談窓口のわかりやすい仕組みづくり。
③読みやすい，わかりやすい広報を。
④見守り体制づくり，一人暮らし高齢者の安否確認のシステムづくり。
⑤各種制度の周知，広報。
⑥シルバー人材センターの充実。（生きがい対策）
⑦有害鳥獣の駆除。（生きがい対策）
⑧福祉バスの整備。（看板，時刻表の設置）
⑨小地域でのケア会議の開催。
⑩無料サービスの有料化。

第3章 施策の大綱

1 地域福祉の将来目標

少子高齢化が進んでいる中で、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するとともに、高齢者が健康に暮らし、それぞれの能力を活かして活躍できる社会を構築していく必要があります。また、核家族化をはじめとする世帯の多様化などにより、人與人、人と地域のつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が衰退し、地域コミュニティの希薄化が社会問題となっています。地域の人のつながりを強めるとともに、社会資源を有効に活用することにより、地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められています。

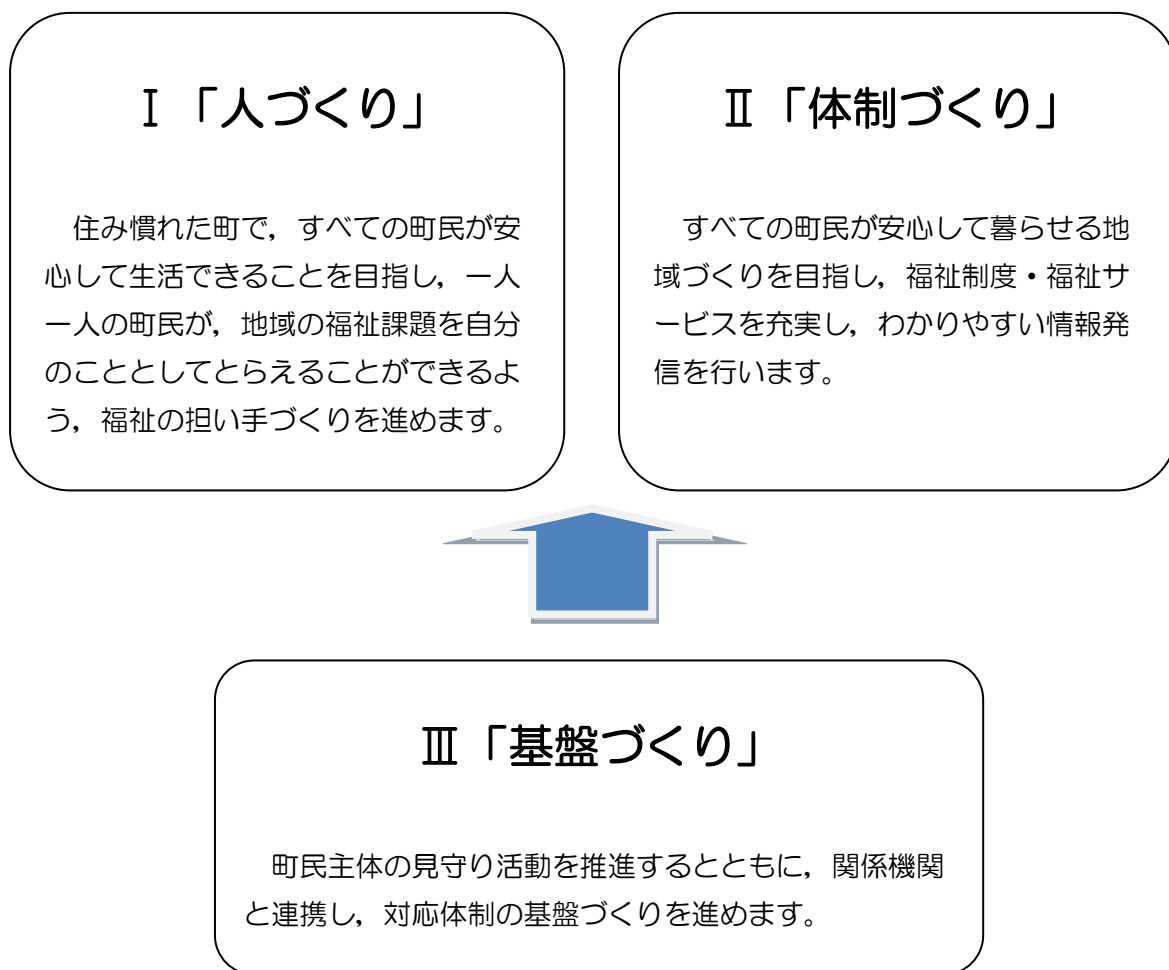
以上のことから、本計画においては、矢掛町の目指す地域福祉の将来目標を次のように定めます。

地域福祉の将来目標

人にやさしく、健やかに暮らせる
まちづくり

2 基本目標

地域福祉の将来目標を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。



町民、地域組織、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を発揮しながら連携し、「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」を目指します。

3 計画の体系

将来目標

人にやさしく，健やかに暮らせるまちづくり

— **基本目標Ⅰ：「人づくり」**

（１）福祉の心の醸成

— **基本目標Ⅱ：「体制づくり」**

（１）安心して暮らせる地域づくり

（２）福祉制度・サービスの充実

（３）生活困窮者の自立支援

（４）ボランティア活動の推進

— **基本目標Ⅲ：「基盤づくり」**

（１）住民福祉活動の推進

（２）社会福祉協議会の基盤の強化

第4章 計画の進め方

1 基本目標Ⅰ：「人づくり」

(1) 福祉の心の醸成

福祉の心の醸成を目的として、学校や地域における福祉教育、地域の子も同士の交流活動、文化活動を行います。また、広報紙・マスコミなどを活用した広報活動を行い、福祉に関する情報の提供を行います。

取組主体	取組内容
町民 地域	・地域福祉に関心を持ちます。 ・地域の行事や活動に積極的に参加し、町民同士の交流を深めます。 ・日ごろから、あいさつや声掛けを大切にし、地域での交流の場を作ります。 ・地域での行事や活動に、だれもが参加しやすい工夫をします。
社会福祉協議会	・「福祉の町やかげ」を発行し、町民にわかりやすい紙面を目指します。 ・小中高校生が、福祉について考える機会を設けます。 ・地域福祉を推進するリーダー育成を行います。 ・地区・小地域での座談会を開催します。
行政	・まちづくりの指針となる「矢掛町振興計画」の周知を図ります。 ・世代交流の事業、交流の場づくりを行います。 ・学校における福祉教育の推進を行います。 ・小中学生が、地域活動に関心を持つよう、学びのポイントリー事業を行います。

2 基本目標Ⅱ：「体制づくり」

(1) 安心して暮らせる地域づくり

健康寿命を延ばし、介護・医療を必要とする人を少しでも減らすための、健康づくりや介護予防に取り組みます。

高齢者・障害者等にやさしく、住みよいまちづくり、生きがいの場づくりに取り組みます。

災害や犯罪、交通事故から、高齢者や子どもなどを守る地域づくりを行います。

取組主体	取組内容
町民 地域	・自分の健康に関心を持ち、特定健診・がん検診を受診します。 ・日ごろから近所での声掛けを行い、要援護者の状況の把握に努めます。 ・高齢者や子どもの見守り活動に参加します。
社会福祉協議会	・いきいきサロン活動の推進を行います。 ・シルバー人材センターの充実を図ります。 ・ほっとボトルの設置を推進します。
行政	・特定健診、がん検診の推進を行います。 ・健康増進を目的に、健康教室を行います。 ・食育の推進を行います。 ・倉敷障がい者就業・生活支援センター、井笠地域障害者自立支援協議会と連携し、障がい者の就労支援を行います。 ・行政関係施設における障害者優先調達を行います。 ・矢掛町地域防災計画の周知を図るとともに、定期的な見直しを行います。 ・災害時要援護者台帳の毎年を更新を行い、個別計画の作成に努めます。また、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治協議会と情報を共有し、緊急時に備えた体制づくりを行います。

(2) 福祉制度・サービスの充実

在宅福祉の制度・サービスについて、周知を図ります。また、相談体制の整備を行います。

取組主体	取組内容
町民 地域	・制度やサービスについて関心を持ち、制度への正しい理解を深めます。 ・悩みを抱え込まずに、相談窓口を活用します。
社会福祉協議会	・日常的な相談体制の充実を図ります。 ・共同募金配分金を活用して、介護保険制度との整合性を図りながら、福祉用具の貸出を行います。 ・ボランティア団体と連携して、各種サービス体制の充実を図ります。
行政	・「健康やかげ21」「食育推進計画」「障害者計画」「障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画を推進します。 ・福祉制度について、わかりやすいパンフレットの作成や、広報紙による情報提供を行います。 ・町民の相談に対し、保健福祉課の専門職が対応を行うとともに、各機関との連携を深め、相談体制の充実を図ります。 ・各種在宅福祉サービスの推進に努めます。 ・交通手段を持たない方の有効な交通手段として、地域福祉バスの運行を行います。

(3) 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「生活困窮者自立支援法」(平成27年4月施行)に基づき、生活困窮者の自立支援を行います。

取組主体	取組内容
町民 地域	・生活困窮者自立支援の仕組みを理解し、困ったときは早めに相談します。 ・町民同士が目を向け、気付きあうとともに、困ったときは早めに相談を促します。
社会福祉協議会	・相談支援体制を整備し、日常生活自立支援事業の推進を行い、福祉サービスの選択や金銭管理等が困難な対象者に対し、生活支援計画の策定や就労支援事業を行います。 ・必要な人には生活福祉資金の貸付を行い、生活の自立を図ります。
行政	・備中県民局と連携して、保健福祉課内に生活困窮者の相談窓口を設置し、就労・自立に向けた支援を行います。

(4) ボランティア活動の推進

町民・地域主体の福祉活動として、ボランティア活動を推進していきます。
ボランティア活動を通じて、人・地域のつながりをつくり、課題の早期把握、
早期対応を目指します。

取組主体	取組内容
町民 地域	・子どもころから地域活動に関心を持ち、自分の出来ることで地域活動に参加します。 ・ボランティア活動に関心を持ちます。
社会福祉協議会	・ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動情報の収集、PR、ボランティアの養成、活動のコーディネートを行います。 ・ボランティアネットワークの推進を強化します。 ・中高生を対象とした、夏のボランティア体験事業を行います。
行政	・社会福祉協議会とともに、ボランティア活動の推進を行います。 ・学校教育・社会教育を通じて、福祉に関する啓発を行います。

3 基本目標Ⅲ：「基盤づくり」

(1) 住民福祉活動の推進

さまざまな分野が一体となって地域福祉を推進していく体制を形成します。

取組主体	取組内容
町民 地域	・ 地域の見守りに参加します。 ・ 地区社協を中心として、各種活動団体の横の連携強化を図ります。
社会福祉協議会	・ 福祉総合相談窓口機能の充実を図ります。 ・ 高齢者・障がい者等の組織の支援活動を推進します。 ・ 定期的に、小地域ケア会議を開催し、地域の問題解決、地域内の連携強化を推進します。
行政	・ 相談体制の整備を行います。 ・ 各種団体の活動を支援します。 ・ 行政相談員，民生委員児童委員，主任児童委員，人権擁護委員の資質の向上を図るため，関係機関で研修を実施します。 ・ 権利擁護アドバイザー会議を行い，弁護士，精神保健福祉士の専門的助言により，高齢者等の権利擁護に関する相談に対し，解決につなげていきます。 ・ 地域の見守り体制について，民間業者との連携を行います。

(2) 社会福祉協議会の基盤の強化

地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の基盤の強化に努め、地域福祉の推進を図ります。

取組主体	取組内容
町民 地域	・社会福祉協議会の活動に関心を持ちます。 ・社会福祉協議会会員となり、地域福祉活動に参加します。 ・地区社協の運営を行います。
社会福祉協議会	・社会福祉協議会職員の専門性を確保します。 ・地区社協への指導強化に取り組みます。 ・会員増強、共同募金運動に取り組むことにより、自主財源の確保に努めます。
行政	・社会福祉協議会事業のための財源確保に努めます。 ・社会福祉協議会との連携・支援により、効果的に地域福祉を推進していきます。

第5章 計画の推進

地域福祉の将来目標である「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」を実現し、すべての人が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、笑顔で安心していきいきと生活を送ることのできる社会をつくるために、この計画を推進し、地域包括ケアシステムの確立を進めていく必要があります。

そのために、計画の推進体制を整え、進捗状況を管理して評価を行い、施策を推進していきます。

1 計画の周知

本計画について、町広報紙、パンフレット、ホームページ等の各種媒体を利用して広報するとともに、地域の住民組織や関連団体等への周知を行っていきます。

2 連携体制の強化

(1) 庁内連携体制

第6次矢掛町振興計画や、障害者計画等の個別計画との整合性を図りながら、保健福祉課、地域包括支援センター、健康管理センター等の事業担当部署が、本計画に基づき事業を推進します。また、推進に当たっては、総合的な庁内連携を図ります。

(2) 関係団体、住民組織との連携

社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの関連団体や、自治会、町内会、民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ連合会、ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して地域包括ケアを推進します。

資料

矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 矢掛町社会福祉協議会における「地域福祉」を総合的、効果的に推進するための活動計画を策定することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 この計画を策定のため委員会を設置する。

2 委員会は、委員15名以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

3 部会は、委員長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席要請)

第5条 委員会が特に必要と認めたときは、関係者の出席を求め説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成9年10月3日から施行する。

矢掛町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	備考
矢掛地区社協会長	廣井 紘一	民生委員児童委員協議会役員	
美川地区社協会長	笠原 勝明	民生委員児童委員協議会役員	
三谷地区社協会長	高見 博治	民生委員児童委員協議会副会長	
山田地区社協会長	妹尾 文雄	民生委員児童委員協議会役員	
川面地区社協会長	山邊 勝彦	民生委員児童委員協議会役員	
中川地区社協会長	小川 雅史	民生委員児童委員協議会役員	
小田地区社協会長	出原 武重	民生委員児童委員協議会会長	○
矢掛町議会議員	高岡 一万	矢掛町議会産業福祉常任委員会委員長	◎
住民代表	山室 健一	矢掛町自治協議会連絡会長	
障害及び福祉 関係者	妹尾 光	矢掛町老人クラブ連合会長	
	岡田 哲郎	矢掛町身体障害者福祉協会長	
	池田 ひろみ	矢掛町ボランティアのぞみ会長	
	岸野 公代	矢掛町愛育委員会長	
	三宅 裕子	矢掛町栄養改善協議会長	
	田尻 文子	やかげ要約筆記サークル代表	

◎委員長 ○副委員長 任期 平成27年8月1日～審議が終了するまで

区 分	氏 名	所 属	備考
オブザーバー	山本 茂樹	岡山県社会福祉協議会事務局次長	
	守屋 和恵	矢掛町地域包括支援センター所長	
	楠木 貴子	矢掛町健康管理センター主幹	

区 分		氏 名	所 属	備考
事務局	保健福祉課	田中 立志	矢掛町保健福祉課長	
		松嶋 良治	矢掛町保健福祉課長代理	
		坂上 悦子	矢掛町保健福祉課福祉推進係長	
	社会福祉協議会	小野 弘隆	矢掛町社会福祉協議会事務局長	
		守屋 順子	矢掛町社会福祉協議会専門員	
		三宅 祥子	矢掛町社会福祉協議会専門員	
		横畑 秀子	矢掛町社会福祉協議会臨時職員	

策 定 経 過

実施年月日	会 議	内 容
平成 27 年 8 月 2 0 日	第 1 回策定委員会	○委員長、副委員長の選出 ○計画の策定（諮問） ○第 3 次計画の実績、評価 ○計画の概要、現状分析 ○座談会について ○スケジュールについて
9 月 1 8 日	川面地区座談会	○矢掛町、社会福祉協議会の説明 ○地域での課題について ○福祉に関する意見について ・地域で出来ること ・町、社協と協働でできること ・町、社協に期待すること
9 月 1 9 日	小田地区座談会	
9 月 2 5 日	中川地区座談会	
1 0 月 2 日	美川地区座談会	
1 0 月 3 日	三谷地区座談会	
1 0 月 9 日	矢掛地区座談会	
1 0 月 1 4 日	山田地区座談会	○各地区座談会の内容報告 ○座談会における現状と課題の整理 ○矢掛町福祉計画（第 2 次）と矢掛町福祉活動計画（第 4 次）素案
1 1 月 1 3 日	第 2 回策定委員会	

矢掛町避難行動要支援者登録調査書

矢掛町長 様

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度への登録を希望します。

また、私が届け出た下記個人情報を町が地区自治協議会、避難支援者（情報伝達支援者）、消防署、警察署に提供することに同意します。

本人氏名

㊞ 代理人氏名

㊞ (続柄)

住 所					電話	
					携帯	
					FAX	
ふりがな 氏 名		血液型 A・B・O・AB	性 別 男・女	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日生

災害時に地域の 支援を必要 とする理由 (該当項目全てに○ をつけてください)	☐ ①寝たきり(要介護3以上)在宅者	☐ ⑤一人暮らしの高齢者(65才以上)
	☐ ②身体障害者	☐ ⑥高齢者(65才以上)のみの世帯
	☐ ③療育手帳の交付を受けている人	☐ ⑦認知症(要介護3以上)の症状を有する人
	☐ ④精神障害者	☐ ⑧その他各項目に準ずる状態にある人

緊急時家族等 の連絡先	氏 名 (続柄)	住 所	電話番号		
	()				
	()				
その 他 の 支 援 者	区 分	氏 名	住 所	電話番号	
かかり付け 医療機関		家族構成	人世帯	緊急通報 システム	有 ・ 無
		居住建物 の構造		歩行の可否	可 ・ 否
		普段いる 部屋		寝室の 位置	
特記事項 ※災害時の避難支援 を円滑にするため知 らせたいこと	例： ・ 目が不自由 ・ 車いす使用 ・ 危険通報指示を察知できない				
福祉サービス利用					
避難情報	避難方法	☐ 歩行(自力) ☐ 徒歩(要支援) ☐ 自力不能			
	最寄りの避難場所	2次避難場所			
	地域防災組織	矢掛町消防団 () 分団 第 () 部			
	自主防災組織				
備 考					

☐ ほっとボトル

第 2 次 矢 掛 町 地 域 福 祉 計 画 第 4 次 矢 掛 町 地 域 福 祉 活 動 計 画 平成 2 8 年 3 月

発行・編集

矢掛町 保健福祉課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3 0 1 8 番地

電話：0866-82-1013 FAX：0866-82-9061

社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会

〒714-1201 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3 0 1 6 番地 1

電話：0866-82-0848 FAX：0866-82-9170